

「週休2日工事」の実施要領の改正について ～お知らせ～

令和4年9月
山口県土木建築部

「週休2日工事」の実施要領について、これまでの週休2日工事の取組状況等を踏まえ、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

(1) 契約後の週休2日工事の取組み内容の変更

現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日交替モデル工事（受注者希望型）で発注した工事は週休2日工事（受注者希望型）に変更できることとした。

(2) 発注者指定型における契約後の工期延伸について

発注者指定型においても、契約後、必要工期について受発注者間で確認し、工期延伸が必要と認められた場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うこととした。

(3) 「週休2日」の確認用資料作成の簡素化

受注者は、「週休2日」の実施状況が分かる実施工程表等の毎月の提出を不要とし、工事完了後、監督職員へ提示することのみとした。

2 適用基準日

令和4年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和4年10月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

3 その他

詳細は、【「週休2日工事」の実施要領】を参照。

実施要領は、技術管理課ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

（組織で探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休2日の取組・余裕期間制度の活用について）